総論編

司法試験・予備試験における「判例の射程」

第１　出題趣旨・採点実感より

「行政法の基本的な概念・仕組みと重要な最高裁判例の内容・射程を確実に理解〔注：下線は担当者。以下同じ。〕した上で、それらの知識を前提にして、事例問題の演習を行うことが求められるように思われる」（令和４年司法試験の採点実感（公法系科目第２問））

「判例を検討する際には、その前提となっている事実関係を基に、その価値判断や論理構造に注意を払いながらより具体的に検討することが重要であり、かつ、様々なケースを想定して判例の射程を考えることが重要である」（令和４年司法試験の採点実感（民事系科目第１問））

「判例を学習する際には、結論のみならず、当該判例の前提となっている具体的事実を意識し、結論に至るまでの理論構成を理解した上で、その判例が述べる規範の体系上の位置付けや、その射程や理論構成上の課題について検討し理解することが必要である」（令和３年司法試験の採点実感（刑事系科目第１問））

「判例の事案や射程を検討することなく、安易に判例を引用することは厳に慎まれるべきである」（平成 30 年司法試験の採点実感（民事系第３問））

「刑事手続を構成する各制度の趣旨・目的を基本から深くかつ正確に理解すること、重要かつ基本的な判例法理を、その射程も含めて正確に理解すること、これらの制度や判例法理を具体的事例に当てはめて適用できる能力を身に付けること、論理的で筋道立てた分かりやすい文章を記述する能力を培うことが強く要請される」（平成 30 年司法試験の採点実感（刑事系第２問））

「本問は、マクリーン事件等幾つかの参考となる判例を想起すべき事例であり、これらの判決の趣旨を理解し、その射程を意識しながら本事例について論証しようとする答案は説得的であり、高い評価となった」（平成 29 年司法試験の採点実感（公法系第１問））

「関連判例である最判平成 20 年７月 17 日民集 62 巻７号 1994 頁の論旨や射程等を意識した検討が求められている」（令和４年予備試験出題の趣旨民事訴訟法）

「判例及び多数の学説が肯定するいわゆる統治行為論を含め、憲法と条約の関係や本条約に対する違憲審査の可否等につき、一般的理論の論拠及びその射程範囲、その上での事案の内容に応じた具体的検討についての論述が求められる」（平成 27 年予備試験出題の趣旨憲法）